

3月25日(日)は 熊本県知事選挙の

投票日

とき 3月25日(日)
午前7時から午後7時まで

ところ 市内108カ所の投票所
※入場券に記載してありますので
確認してください。

投票できる人は

投票できる人は、次の要件をいずれも満たし、選挙人名簿に登録されている人です。

● 3月25日現在で満20歳以上の人(平成4年3月26日までに生まれた人)。

● 平成23年12月7日までに本市に住民票が作成された人(他の市区町村から転入した人は、同日までに転入届をした人)。

※平成23年12月8日以降に熊本県内の市町村から本市に転入した人(1回に限る)は、転入前の住所地の選挙人名簿に登録されていれば、いずれかの市町村長が発行する証明書を添付して、前住所地の選挙管理委員会に投票用紙などを請求し、本市で不在者投票をすることができません(請求用紙は本庁・選挙管理委員会事務局または各支所にあります)。

※通学のため親元を離れて生活している市外在住の学生で、本市に住民登録をした

ままの人は、現在住んでいるところが住所と認定されるため、本市の選挙人名簿に登録されていても投票することができませんのでご注意ください。

投票所入場券

投票所入場券(ハガキ)は、3月9日(金)ごろ有権者の皆さんに郵送します。投票日には、入場券を持って投票所にお出かけください。

入場券がないときでも、投票所にある選挙人名簿で本人確認ができれば投票できます。

転出予定の人は

転出(県外へ引っ越し)した人(転出予定が3月24日(土)までの人)が、選挙当日に投票する場合は、いずれかの

なお、県内の市町村へ転出した人(転出予定が3月24日(土)までの人)が、選挙当日に投票する場合は、いずれかの

転居した人は

転居(市内での引っ越し)した人は、転居前の投票所で投票していただくことがあります。投票所入場券が届いたら、投票所を確認してください。

投票所に行けない人は

◇期日前投票

投票日当日に仕事やレジャーなどで投票所に行けない人は、期日前投票ができます。期日前投票は本庁または各支所のどこでもできます。

▼期間 3月9日(金)から同24日(土)まで。
▼場所 本庁または各支所。
▼時間 「本庁」午前8時30分から

午後8時まで。
「各支所」午前8時30分から午後7時まで。
▼持参するもの 投票所入場券(入場券がなくても投票できます)。

◇病院などの不在者投票

県選挙管理委員会が指定した病院や施設に入院・入所している人は、その病院や施設で不在者投票ができます。指定病院や施設については、入院・入所している病院・施設へお尋ねください。

◇郵便などによる不在者投票

「市外に滞在している人」投票日当日、仕事やレジャーなどで市外に滞在している人は、郵送による不在者投票ができます。

この制度を利用する人は、本庁または各支所にある「不在者投票請求書兼宣誓書」に選挙人本人が必要事項を記入し、本庁・選挙管理委員会へ提出(FAX不可)してください。

点字投票

目の不自由な人は、点字による投票をすることが出来ます。点字投票を希望する人は係員に申し出てください。

投票用紙

期日前・不在者投票は自書式(候補者の氏名を記入)、投票日当日は記号式(候補者名の上の枠に○を付ける)となっています。

開票

開票所の一般参観席では、開票状況をご覧いただけます。
▼とき 3月25日(日)午後9時から。
▼ところ 本渡南公民館(港町)。

※選挙についての詳しいことは、本庁・選挙管理委員会事務局 ☎1111 内線162へお尋ねください。

◆郵便等投票制度の対象者 (別表)

手帳の種類	障がい名など	等級など
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級か2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1級か3級
	免疫、肝臓の障がい	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障がい	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

紙などを郵送しますので、選挙人は、3月9日(金)から同24日(土)までに、所在地の選挙管理委員会へ投票用紙などを持参して、投票してください。なお、この方法による投票は日数がかかりますので、早めの手続きをしてください。

【障がいがある人】

身体に両下肢不全などの重度の障がいがある人は、自宅で不在者投票をすることができます。

①身体障害者手帳または戦傷病者手帳、介護保険被保険者証(要介護5の人のみ)を持ち、公職選挙法で定められている障がいの程度(別表)に該当する人で、あらかじめ選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けている人(郵便投票の請求期限は3月21日(土)まで)。
②①に該当し、次のいずれかに該当する人は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出

船員で選挙人名簿登録証明書の交付を受けている人は、期日前・不在者・当日投票のいずれの場合も必ず同証明書を提示してください。

体が不自由な人は

目や体が不自由な人や字が書けない人は、投票日当日の投票所または期日前投票所で代理投票ができます。その際、係員に申し出ていただければ代理記載をします。